

練馬区と〇〇大学との インターンシッププログラムに関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、乙が甲に派遣する学生（以下「実習生」という。）の実習に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、乙が、乙の学生を実習生として甲に派遣し、甲が実習生に対し、実践的な就業体験のインターンシッププログラムを実施するために必要な事項を定める。

（インターンシッププログラムの目的）

第2条 インターンシッププログラムは、実習生が就業体験を通して練馬区政に対する理解を深めることおよび甲に所属する職員が実習生の教育を行うことにより、その職員の能力開発および職場の活性化につなげることを目的とする。

（実習生の決定）

第3条 実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議の上決定する。
2 実習生は、甲が別紙に定める誓約書を提出しなければならない。

（実習生の身分および服務）

第4条 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有する。
2 実習生の服務は、甲の定めを準用し、実習中は、甲の指示にしたがってインターンシッププログラムに専念するものとする。
3 実習生は、実習中に知り得た秘密を、実習中および実習修了後においても、第三者に漏らしてはならない。
4 乙は、インターンシッププログラムの開始に先立ち、実習生に対し、前項の規定による守秘義務に係る内容についての教育を行うものとする。

（実習の期間および時間）

第5条 実習期間は、甲乙協議の上決定する。実習時間は、原則として甲の勤務時間内とする。

（実習の経費）

第6条 実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生が負担する。

（報酬および費用弁償等）

第7条 甲は、実習生から提供された役務に対して、報酬等一切の金品を支給しない。

(災害傷害保険)

第8条 実習生は、「学生教育研究災害傷害保険等（インターンシップ活動賠償責任保険の補償を含む。）」に加入していなければ、インターンシッププログラムに参加することができない。

(損害賠償)

第9条 実習生が故意または重大な過失によって甲または第三者に損害を与えた場合には、甲または第三者に対し、乙がその損害を賠償しなければならない。

(職場環境)

第10条 甲は、実習生の受入れに当たり、安心・安全な職場環境の実現および危険防止のため必要な措置を講じるものとする。

(各種ハラスメントの防止・対策)

第11条 甲は、実習生がセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等（以下「ハラスメント」という。）の被害に遭うことのないよう必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、実習生についてハラスメントが発生した場合、速やかに乙に報告するとともに、密な連携を取りながら事実を調査・確認し、適切な対応を行う等の問題解決処理にあたるものとする。その際、実習生のプライバシーには十分に配慮するものとする。

(実習の中止)

第12条 甲は、第5条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第3条第2項に定める誓約書に反する行為を行ったとき。
- (2) 甲が実習生の疾病等により実習の継続が困難であると判断したとき。
- (3) 甲または乙に実習の継続が困難な事態が発生したとき。

2 前項の規定により実習の中止を決定した場合には、甲は乙に速やかに通知するものとする。

(実習生の個人情報の取扱)

第13条 甲は、実習生の個人情報の管理については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理する。

2 甲は、法令等に定めのある場合を除き、実習生の個人情報を本人の同意なくインターンシップ運営の目的以外には使用しない。

3 甲は、法令等に定めのある場合を除き、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。

(協定書の有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項、疑義が生じた場合および改正の必要が生じたときには、甲乙協議の上決定する。

この協定書は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区 総務部長 ○○ ○○

乙 東京都○○区○○丁目○番○号

○○大学 キャリアセンター ○○ ○○